

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめ問題への対応に当たっては、人権と安全の確保を最優先とし、児童・生徒の尊厳を守るとともに、心身の安全が損なわれないよう支援する。
- (2) いじめは起こり得るという前提に立ち、日常の教育活動の充実と教育環境の整備によって、いじめが起こりにくい状態をつくることを重視する。
- (3) いじめの兆候は小さな変化として現れることがあるため、日頃から丁寧に見取り、早期に発見して迅速かつ適切に対応する。
- (4) いじめへの対応は学級担任等の個人任せにせず、学校全体で情報を共有し、役割を分担して組織的に取り組む。
- (5) 保護者との信頼関係を基盤に、家庭や地域、関係機関と連携し、必要に応じて外部の支援を活用しながら対応する。

2 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本委員会は、「いじめ防止対策推進法第22条」に基づき、いじめの早期発見及び早期解決のための取組を推進し、校内外におけるいじめの根絶を目指すことを目的として設置する。

イ 取組内容

本委員会は、情報の収集と実態把握・相談活動の充実を図る。その際、児童・生徒や保護者の思いや立場に立った視点で正確な情報が得られるように努めるとともに、組織的な体制や対応の構築に向けて取り組み、いじめの未然防止・早期発見、いじめ事案が発生した場合の適切かつ迅速な対処ができることを目指して、次の業務にあたる。

- いじめの未然防止の体制整備及び取組
- いじめの状況把握及び分析
- いじめを受けた被害児童・生徒に対する相談及び支援
- いじめを受けた被害児童・生徒の保護者に対する相談及び支援
- いじめを行った加害児童・生徒に対する指導
- いじめを行った加害児童・生徒の保護者に対する助言
- 専門的な知識を有する者等との連携
- その他、いじめの防止に関すること

ウ 会議

委員会は原則、年3回開催する。一人一人の教職員が「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に学部主任、生活指導部担当主幹教諭、生活指導主任に報告し、学部主任や生活指導部担当主幹教諭は「企画調整会議」で報告して、校長の判断により臨時で「いじめ対策委員会」を開催する。

エ 委員構成

本委員会は、校長、副校長、生活指導部担当主幹教諭、生活指導主任、学部主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が指名する教職員等で構成する。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、いじめや問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、また、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 会議

- 児童・生徒の問題行動への対応において、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立する。
- 「いじめ対策委員会」を支援し、いじめ問題等の対応の充実を図ることを目的とする。
- 原則、年2回開催する。その他、校長が必要と判断したときに開催する。

ウ 委員構成

校長、副校長、教職員（生活指導主任等）、スクールサポーター（警察）、臨床発達心理士、地域関係者等、その他校長が必要と認める者により構成する。

3 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 学級担任は、日々の児童・生徒の様子や変化についての観察を行う。
- イ 各教科の授業や教育活動全体を通して、基本的な人間関係づくりや人権意識を高める授業を行うとともに、児童・生徒が主体的に考え、活動できるように教材の工夫に努める。
- ウ 日々の連絡帳での保護者とのやり取りを通して、児童・生徒の様子や変化に気付き、環境改善を行う。また、個人面談を通して保護者と連携しながら未然防止に努める。
- エ いじめに関する研修を年3回、教職員に対して実施する。

(2) 早期発見のための取組

- ア 校内研修等の機会を通じて、全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階でいじめに気付くことができるようにする。教職員が「いじめやいじめの疑いがある状況」を報告し、「いじめ対策委員会」が事実確認の方策を協議して、教職員の役割分担等を行い、組織的な対応をする。
- イ 「日常生活の指導の時間」に、児童・生徒の実態把握や人間関係を細かく観察する中で、友人関係のトラブルを見付けたら迅速に対応する。
- ウ 学年主任及び学年集団は、学級担任が一人で抱え込まないように、学年会等において児童・生徒の実態把握に努め、いじめの状況改善について組織的な対応策を検討する。
- エ 学校における相談窓口を副校長・生活指導部担当主幹教諭とし、学校便り等で家庭への周知を図る。
- オ 「いじめ対策委員会」を必要に応じて開催し、各学部・学年の児童・生徒のいじめの実態についての情報交換を行って、学校全体での情報の共有化を図る。
- カ 相談活動が円滑に進められるように、教育相談室等の場所の整備や相談窓口を明確にするなど、相談しやすい環境づくりを行う。

(3) 早期対応のための取組

- ア 「いじめ対策委員会」は、被害児童・生徒が感じている心身の苦痛の程度や、加害児童・生徒が行ったいじめ行為の重大性等に鑑み、状況を多面的に検証しながら協議を行い、対応方針を決定する。
- イ 「いじめ対策委員会」は、対応する教職員の経験年数等を考慮し、対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言をする。
- ウ 学級担任等が、被害児童・生徒や加害児童・生徒に対し、いじめの事実、学校としての対応方針、対応の経過等を伝える際は、必要に応じて複数の教職員で対応する。
- エ いじめ解消の確認として、被害児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為のない状態が少なくとも3か月以上続いていることや、被害児童・生徒本人及びその保護者が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- オ 被害児童・生徒の安全確保と不安の解消のため、「いじめ対策委員会」は対応方法を協議し、教職員全員が組織的な対応をする。
- カ 加害児童・生徒に対する指導及び観察のため、「いじめ対策委員会」は加害児童・生徒との対応方法を協議し、教職員全員が組織的な対応をする。

キ 被害児童・生徒及び加害児童・生徒の保護者の理解に基づく対応をするため、双方の保護者に対し、「いじめ防止基本方針」を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指す。そのため、「いじめ対策委員会」で対応方法を協議し、組織的な対応を進める。

ク 必要に応じて被害児童・生徒及び加害児童・生徒に対して専門的な支援や指導をするために、「学校サポートチーム会議」を臨時で開催し、対応策を協議する。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態発生の判断ができるように、教職員に対し、「重大事態」の定義について校内研修で取り上げる。また、重大事態の判断に迷うときは、東京都教育委員会と協議し、迅速に判断する。

イ 被害を受けている児童・生徒の安全確保や不安解消のために、校長は東京都教育委員会の助言を得ながら、「いじめ対策委員会」を開催し、学校全体で組織的な対応をする。

ウ 加害児童・生徒の更生に向けた指導・助言ができるように、校長は東京都教育委員会の助言を得ながら、加害児童・生徒がいじめは絶対に許されないことを理解できるようにするため、「いじめ対策委員会」を開催し、学校全体で組織的な対応をする。

エ 「いじめ対策委員会」は必要に応じて「学校サポートチーム会議」を臨時で開催し、地域社会が一体となって問題の解決にあたる体制を確立する。

4 保護者との連携及び啓発活動

(1) 保護者会や面談の機会を活用し、児童・生徒の健康・安全を守る体制を強化する。

(2) 児童・生徒に学校生活に対する不安等が見られる場合や、いじめに関する訴えがある場合には、日々家庭と連絡（連絡帳や電話連絡等）を密に取る中で、重大事態に陥らないようにする。

(3) 学校便り等を活用し、保護者向けに「いじめ問題」への理解促進を行う。

5 学校評価アンケートによる評価と改善

(1) 学校評価アンケートの項目、「人権に配慮した指導」「安心・安全に配慮した教育環境」から児童・生徒、保護者、教職員、近隣地域の方々の意見を集約する。

(2) 学校運営連絡協議会で外部評価委員の意見や助言をいただき、「いじめ対策委員会」で次年度に向けて改善を図る。